

久留米市PRロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市PRロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてマークの種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) キラリ久留米

(許可)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、市長の許可を受けなくてはならない。

(申請)

第4条 ロゴマークの使用の許可又は更新を受けようとする者は、事前に久留米市PRロゴマーク使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。使用の許可の更新についても同様とする。

- 2 前項後段の場合において第1号様式中「久留米市PRロゴマーク使用許可申請書」とあるのは「久留米市PRロゴマーク使用許可更新申請書」と、「使用について」とあるのは「使用の更新について」と読み替えるものとする。

(申請の省略)

第5条 前条の規定に係わらず、次の各号に掲げる場合は、申請を省略することができる。

- (1) 市及び市外郭団体(市及び市外郭団体が事務局を務める任意団体を含む)が実施する事業において、非営利を目的として使用する場合
- (2) 報道機関が報道を目的として使用する場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が申請を必要としないと認めた場合

(審査)

第6条 市長は、第4条の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容が次の各号に掲げるもののいずれにも該当せず、かつ、ロゴマークを使用することについて適当であると認めるときは、条件を付してロゴマークの使用を許可するものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しようとする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれのある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた場合

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による審査を行ったうえで、ロゴマークの使用の許可又は不許可の決定を行ったときは、申請者に対して当該決定の内容を通知するものとする。

る。

(使用者の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークを使用するときは、次に掲げるすべての事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの著作権が市に帰属していることを承知し、自己のロゴマーク、商標として使用しないこと。
- (2) 他人にその使用权を譲渡しないこと。
- (3) 市長が別に定めるロゴマーク使用マニュアルに基づき変形、装飾、変色、変更、修正等を行うことなく原画を忠実に表現すること（市長が特に認める場合を除く。）。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用に起因する問題)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合、自らの責任のもとに、速やかに適切な措置を講じるとともに市長に報告しなければならないものとする。この場合において、市長は一切の責任を負わない。

(報告及び調査)

第11条 市長は、ロゴマークの使用について許可を受けた者に対し、使用状況についての報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(改善の指示等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者に対し改善を指示することができる。この場合において、使用者が当該指示に従わないときは、ロゴマークの使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用許可の際に付した条件に違反した場合

2 前項の規定によるもののほか、使用者が虚偽の申請を行いロゴマークの使用許可を受けていることが判明したときは、市長は、当該ロゴマークの使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

(無許可の使用)

第13条 市長は、ロゴマークの無許可使用については、その使用の中止を求めることができる。

(その他)

第1条 市長は、ロゴマークの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

要綱第2条別紙 ロゴマークの種類

(1)キラリ久留米



久留米市PRロゴマークに関する使用細則

久留米市PRロゴマークに関し、使用細則を次のとおり定め、ロゴマークの使用に際しては遵守しなくてはならない。

1. ロゴマークの掲載について

- (1) ロゴマークの掲載については、印字表示のほか、シールの貼付表示でも可とする。
- (2) ロゴマークの使用期限について、要綱第7条に基づく使用許可通知書の交付のあった年度の末日までとする。ただし、更新は妨げない。
なお、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出なければならない。

2. ロゴマークを商品に掲載する場合の留意事項

- (1) キャッチコピー（平仮名での表示含む）及びロゴマークを商品名として使用してはならない。
- (2) 購買者が商品名と錯誤するようなロゴマークの掲載はしてはならない。

3. 使用許可申請にあたっての留意事項

- (1) 使用許可申請書には、ロゴマークの掲載イメージ図を添付すること。
- (2) ロゴマークの掲載原稿については、校正（試作品等）の段階で市長の確認を得ること。なお、シールの貼付表示の場合は、シール原稿および貼付イメージが分かるもので確認を得ること。
- (3) 使用者は、成果品1部を市長に提出すること（写真による提出でも可とする）。

4. 使用許可更新申請にあたっての留意事項

- (1) 要綱第4条に基づく使用許可申請の際と、事業内容に変更が無い場合は、添付資料を省略することができる。

第1号様式

年 月 日

久留米市長 様

住所（所在地）

氏名又は団体名

代表者名

印

久留米市PRロゴマーク使用許可申請書

久留米市PRロゴマークの使用について、許可を得たいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用するロゴの種類

キラリ久留米

2 使用目的

3 使用期間

4 使用対象物

- ・ 対象物
- ・ 数量

5 使用方法又は仕様

6 担当者連絡先

7 その他特記事項

※ 添付資料

- ・ 事業内容の分かる計画書
- ・ ロゴマークの使用方法がわかる図面等
- ・ その他、市長が必要と認める書類

年 月 日

久留米市長

久留米市PRロゴマーク使用許可（不許可）通知書

年 月 日付で申請のあったロゴマークの使用について、下記のとおりとしましたので通知します。

記

区 分	条 件
☐ 許 可	ただし、次の条件を遵守ください。 1 使用に際しては、久留米市PRロゴマークの使用に関する要綱を遵守すること。不正が認められた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収、撤去を行うこと。 2 使用期限は、 年 月 日までとする。 3 商標登録等は一切認めない。 4 ロゴマークの使用を完了したときは、速やかに使用報告書を久留米市に提出するものとする。
☐ 不 許 可	

（注）該当する□には、レ印がしてあります。